

男女共同参画室だより

(令和2年度 第3号) 令和3年1月発行

編集・発行：つくば市男女共同参画室

離婚のときにぜひ取り決めてほしい、面会交流と養育費について

女性のための相談室

つくば市では、女性が自ら考え行動することができるよう支援するために「女性のための相談室」を設置しています。こちらでは女性からの様々な相談に応じていますが、その相談の多くが離婚に関するものとなっています。今回は離婚の際の面会交流と養育費についてお伝えします。

面会交流、養育費

H24年施行の民法一部改正において、親子の面会交流、養育費の分担の取り決めに関し明確化されました。

これにより離婚届に面会交流と養育費の取り決めに関する確認欄が設けられました。

離婚を考える父母は、子の利益を最も優先させて、離婚が子どもに与える影響を考慮し、子どもが健やかに、安心して生活できる環境をつくれるように話し合う機会をぜひ設けてください。

(1)面会交流

離れて暮らす親が子どもと定期的または継続的に会って話をしたり遊んだりして交流することです。父母のどちらからとも愛されていると実感することは、子どもの健やかな育ちを確保するうえで必要なことです。また離れて暮らす親が継続的に養育費を支払う際の励みにもなります。

(2)養育費

養育費とは子どもが経済的、社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な生活費・教育費、医療費などです。親の養育費支払い義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならないという強い義務(生活保持義務)であるとされ、子どもには扶養される権利があります。また離れて暮らす親にも養育の義務があります。養育費の金額は裁判所の「養育費算定表」が参考になります。

ひとり親の経済状況

厚生労働省H28年度全国ひとり親世帯等調査によると、母子世帯の総所得は、平成28年は年間270万円です。全世帯の平均所得545万円の50%以下となり、児童のいる世帯の総所得707万円との比較では38%以下です。

母子家庭の母親で働いている人は81.8%で、そのうち正社員が44.2%、パート・アルバイト等が43.8%となっています。

養育費の平均は月額43,707円です。取り決めをしている人が42.9%、過去に受け取ったことがある人が15.5%、現在も受け取っている人が24.3%、受け取ったことがない人が56%でした。

協議離婚と調停離婚

日本における離婚には、**協議離婚**、**調停離婚**、**審判離婚**、**裁判離婚**などがあり、**約90%が協議離婚**によるもので、**調停離婚が約10%**です。調停で合意できなかった場合には審判離婚→裁判離婚と移行します。

離婚の際に決めておくこと

- * **子供**・・・親権・面会交流・養育費
- * **お金**・・・財産分与・ローンや借金・年金分割・別居中の生活費(婚姻費用)など
- * **戸籍・姓**・・・自分の戸籍と姓・子供の戸籍と姓
- * **今後の生活**・・・仕事(生活費)・住居・転校・保育(人・所)など

<協議離婚の場合>

未成年や経済的に自立していない子どもがいる父母が協議離婚する場合、親権と一緒に面会交流や養育費の分担などについて取り決めることとされています。面会交流については、面会の回数・時間・場所等、養育費については、金額・支払方法・期間などをあらかじめ話し合います。

取り決めは**離婚協議書**などの書面にしたり、**特に養育費などの金銭にかかわる取り決めは、公正証書**にするという方法もあります。**強制執行認諾条項付**の公正証書にすれば約束が履行されない場合は、強制執行の手続きが可能になります。また保証会社と養育費保証契約を締結しておくことと不払いがあった場合に立て替えてもらうこともできます。

<調停離婚の場合>

どちらかが離婚に合意しなかったときや、話し合いでお互いの意見がまとまらなかったときには家庭裁判所に調停を申し立てます。ほぼ月に一度の話し合いで**おおむね6ヶ月～1年位**かかりますが、第三者の立会いのもと、しっかりと話し合える利点もあります。申し立ての費用は数千円です。

近年、協議離婚後に約束不履行で調停を申し立てる案件が増えています。離婚後の話し合いは、相手の住所や職場が不明だったりすることがあり、話し合いが困難になる事も多いものです。最初から調停離婚を考慮することも選択肢の一つです。調停の詳細については裁判所のホームページ「夫婦関係調整調停(離婚)」を参考にしてください。

迷ったら、話してみませんか？

離婚など、女性を取り巻く様々な問題や、お悩み事をお話ししてみませんか。
相談員が解決に向けて一緒に考えます。

相談窓口		実施体	電話番号	相談日・時間
女性のための相談室	電話相談 女性の相談員が相談をお受けします。	つくば市役所 男女共同参画室	相談専用電話 029-856-5630	第1.2.3.4月曜日 10:00～16:00 (祝日年末年始除く)
	一般相談（予約制） 女性の相談員が相談をお受けします。		予約専用電話 029-854-8515	第1.2.3.4火・金曜日 10:00～16:00 (祝日年末年始除く)
	心と生き方相談（予約制） 女性のカウンセラーが心の整理をお手伝いします。 (*事前に電話相談又は一般相談を受けてください)		予約受付 月～金曜日 8:30～17:15	第1.2.3.4水曜日 10:00～16:00 (祝日年末年始除く)
	法律相談（30分/1回のみ） 女性の弁護士が相談をお受けします。 (*事前に電話相談又は一般相談を受けてください)			第2.3木曜日 13:30～15:30 (祝日年末年始除く)
男性のための電話相談 男性相談員が相談をお受けします。			029-883-1188 相談時間以外は利用不可	奇数月第2木曜日 18:00～20:30 (祝日年末年始除く)
女性相談センター 電話相談(予約なし)・面接相談(予約制) 女性相談員が相談をお受けします。		茨城県 女性相談センター	相談専用 029-221-4166	平日9:00～21:00 土日祝日9:00～17:00 (12/29～1/3除く)
法テラス・サポートダイヤル オペレーターが問い合わせに応じます。		日本司法 支援センター	0570-078374 メールでの問い合わせ可能 詳細は法テラスHPで	平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 (日・祝日は除く)
法テラス茨城 所得等、一定の基準により無料になることもあります。			0570-078317 050-3383-5390	月～金曜日 9:00～17:00
養育費相談支援センター 手続きについての相談(法律相談ではありません)		(公社) 家庭問題 情報センター	03-3980-4108 0120-965-419 フリーダイヤルは携帯・PHSを除く info@youikuhi.or.jp	月～金曜日 10:00～20:00 土・祝日10:00～14:00 メール相談は随時受付
ラク・ハイツ(母子・父子福祉センター) 養育費相談		(福) 茨城県母子 寡婦福祉 連合会	029-221-8497 Mail:bosinoie@ pastel.ocn.ne.jp	月～金曜日 8:30～17:15
水戸家庭裁判所 土浦支部 家裁書記官室家事係 調停・審判・家事手続案内			029-821-4349	
土浦公証役場			029-821-6754	土浦市富士崎1-7-21 和光ビル4階

男女共同参画室活動報告



第6回宇治和子先生

令和2年度第2・3・4・5・6回男女共同参画セミナーが滞りなく開催されました。今年度は全6回を持ちまして終了となります。新型コロナウイルスの影響の中、たくさんの方にご参加いただきましてありがとうございます。
令和3年度、4月からの講座は市報や市ホームページ等でお知らせします。



第4回平野友朗先生